

第55回定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(平成28年7月1日から平成29年6月30日まで)

大日本コンサルタント株式会社

連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ne-con.co.jp/>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社の数および名称
 - 連結子会社の数 2社
 - 連結子会社の名称 Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd.、NEテクノ株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数および名称
該当事項はありません。
 - (2) 持分法を適用しない関連会社の数および名称
持分法を適用しない関連会社の数 1社
持分法を適用しない関連会社の名称 株式会社清流パワーエナジー
(持分法を適用しない理由)
上記1社につきましては、利益基準（持分に見合う額）におよび利益剰余金基準（持分に見合う額）からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法の範囲から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ②たな卸資産
 - イ 未成業務支出金
個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ロ 貯蔵品
先入先出法による原価法
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3～50年
工具、器具及び備品 3～20年
 - ②少額減価償却資産
取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

- ③無形固定資産
定額法
自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
- ④長期前払費用
均等償却
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②受注損失引当金
受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持業務のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
 - ③簡便法の採用
当社執行役員の退職慰労金制度および一部の連結子会社は、退職給付債務および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
売上高
完成基準によっております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法
金利スワップ取引については特例処理の要件を充たす場合には、当該処理方法を採用しております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
金利スワップ取引
ヘッジ対象
長期借入金
 - ③ヘッジ方針
現在又は将来において、相場変動などによる損失の可能性がある資産・負債が存在する場合に限り、相場変動などによるリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は一切行わない方針であります。
 - ④ヘッジ有効性評価の方法
特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

- (8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等（消費税及び地方消費税）の会計処理は税抜き方式を採用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」（前連結会計年度786,536千円）に含めておりました「未払消費税等」（前連結会計年度445,716千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳	
未成業務支出金	1,572,796千円
貯蔵品	540千円
計	1,573,337千円
2. 担保に供している資産に係る事項	
(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	296,731千円
土地	2,039,592千円
計	2,336,323千円
(2) 担保に対応する債務の金額	
1年内返済予定の長期借入金	25,000千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	1,702,837千円

(連結損益計算書に関する注記)

固定資産売却益

固定資産売却益12,481千円は、当社旧大阪支社の建物、器具及び備品、土地などの売却によるものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 7,660,000株
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年9月23日 定時株主総会	普通株式	66,174千円	9円	平成28年6月30日	平成28年9月26日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定 定時株主総会	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年9月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	80,879千円	11円	平成29年6月30日	平成29年9月25日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、一時的な余資について安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、運転資金を銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に対する為替変動リスクならびに借入金の金利変動リスクをリスクヘッジする目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成業務未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスクの軽減を図っております。また、外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ管理基準に従い、必要に応じ先物為替予約を行う方針であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握するとともに発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である業務未払金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に事業を行うために必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限を定めたデリバティブ管理基準に従っております。またデリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注) 2 参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,976,921	2,976,921	—
(2) 受取手形及び完成業務未収入金 貸倒引当金 ※ 1	1,573,193 △3,164		
	1,570,029	1,570,029	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	216,521	216,521	—
資産計	4,763,472	4,763,472	—
(1) 業務未払金	621,526	621,526	—
(2) 未払金	588,312	588,312	—
(3) 未払法人税等	251,179	251,179	—
(4) 未払消費税等	525,273	525,273	—
(5) 長期借入金 ※ 2、3	25,000	25,025	25
負債計	2,011,291	2,011,317	25
デリバティブ取引 ※ 3	—	—	—

※ 1 受取手形及び完成業務未収入金に対する貸倒引当金を控除しております。

※ 2 1年内返済予定の長期借入金25,000千円を含んでおります。

※ 3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び完成業務未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これら時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 業務未払金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

これら時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。無利息の長期借入金については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

- (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- (2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	12,500	—	※ 3

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券 その他有価証券 (非上場株式) ※ 4	51,384

※ 4 その他有価証券 (非上場株式) については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,969,413	—	—	—
受取手形及び完成業務未収入金	1,573,193	—	—	—
合計	4,542,607	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	25,000	—	—	—	—	—
合計	25,000	—	—	—	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 685円12銭
2. 1株当たり当期純利益 66円39銭

(重要な後発事象に関する注記)

株式報酬型ストック・オプションの導入

平成29年8月10日開催の当社取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬として株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する議案を、平成29年9月22日開催予定の第55回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) 株式報酬型ストック・オプション制度を導入する理由

取締役が株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、長期的な業績向上および企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として、従来の固定報酬中心の報酬体系から株式報酬の割合を高めるために、本制度を導入することいたしました。

(2) 本制度の内容

① 本制度導入後の報酬体系

本制度は、固定給としての基本報酬、単年度の業績達成率に連動する年次インセンティブ報酬、取締役在任中の貢献に報いる中長期インセンティブ報酬から構成されます。

なお、本制度における取締役の報酬の構成割合は次のとおりです。なお、年次インセンティブは、業績達成率に応じて0%～15%で支給します。

・基本報酬	75%
・年次インセンティブ	15%
・中長期インセンティブ	10%

② 各インセンティブ制度の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年次インセンティブおよび中長期インセンティブとして以下の2種類のストック・オプション（新株予約権）を発行します。

i. 年次インセンティブ：株式報酬型ストック・オプション（業績達成型）

ii. 中長期インセンティブ：株式報酬型ストック・オプション（中長期インセンティブ型）

これらのうち、i. 株式報酬型ストック・オプション（業績達成型）につきましては、業績目標の達成率に応じてストック・オプションを付与することとしており、業績目標を達成しなければ付与することはありません。

なお、上記2種類のストック・オプションは、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数をそれぞれ上限1,000個（1個当たり100株）としますが、当該期間における上限個数はi. 株式報酬型ストック・オプション（業績達成型）とii. 株式報酬型ストック・オプション（中長期インセンティブ型）の合計が1,000個を超えないものとします。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

先入先出法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(3) 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持業務のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職金の支給に備えるため設定しております。従業員部分については、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

③簡便法の採用

執行役員の退職慰労金制度は、退職給付債務および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 売上高の計上基準

完成基準によっております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を充たす場合には、当該処理方法を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

長期借入金

(3) ヘッジ方針

現在または将来において、相場変動等による損失の可能性がある資産・負債が存在する場合に限り、相場変動等によるリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は一切行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等（消費税及び地方消費税）の会計処理は税抜き方式を採用しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳

未成業務支出金	1,552,457千円
貯蔵品	540千円
計	1,552,998千円
2. 担保に供している資産に係る事項
 - (1) 担保に供している資産

建物	296,731千円
土地	2,039,592千円
計	2,336,323千円
 - (2) 担保に対応する債務の金額
1年内返済予定の長期借入金 25,000千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,697,757千円
4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	837千円
短期金銭債務	68,116千円
5. 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務	6,720千円
--------	---------

上記の取締役に対する金銭債務は、役員退職慰労金未支給額であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引	421,361千円
(2) 営業取引以外の取引	9,652千円
2. 固定資産売却益
固定資産売却益12,481千円は、旧大阪支社の建物、器具及び備品、土地などの売却によるものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	307,295	-	-	307,295

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
未払費用	49,731
未払事業税等	23,913
受注損失引当金	8,003
退職給付引当金	201,517
未払役員退職慰労金	2,056
退職給付信託設定額	50,453
貸倒引当金	977
投資有価証券評価損	23,791
資産除去債務	20,058
その他	7,548
繰延税金資産小計	388,050
評価性引当額	△24,434
繰延税金資産合計	363,615
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△22,697
固定資産圧縮積立金	△1,130
有形固定資産（資産除去債務対応分）	△9,336
退職給付信託設定益	△21,361
繰延税金負債合計	△54,525
繰延税金資産の純額	309,089

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

開示すべき該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 685円92銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 62円72銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

株式報酬型ストック・オプションの導入

平成29年8月10日開催の当社取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬として株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関する議案を、平成29年9月22日開催予定の第55回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) 株式報酬型ストック・オプション制度を導入する理由

取締役が株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、長期的な業績向上および企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として、従来の固定報酬中心の報酬体系から株式報酬の割合を高めるために、本制度を導入することいたしました。

(2) 本制度の内容

① 本制度導入後の報酬体系

本制度は、固定給としての基本報酬、単年度の業績達成率に連動する年次インセンティブ報酬、取締役在任中の貢献に報いる中長期インセンティブ報酬から構成されます。

なお、本制度における取締役の報酬の構成割合は次のとおりです。なお、年次インセンティブは、業績達成率に応じて0%～15%で支給します。

- | | |
|-------------|-----|
| ・基本報酬 | 75% |
| ・年次インセンティブ | 15% |
| ・中長期インセンティブ | 10% |

② 各インセンティブ制度の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年次インセンティブおよび中長期インセンティブとして以下の2種類のストック・オプション（新株予約権）を発行します。

- i. 年次インセンティブ：株式報酬型ストック・オプション（業績達成型）
- ii. 中長期インセンティブ：株式報酬型ストック・オプション（中長期インセンティブ型）

これらのうち、i. 株式報酬型ストック・オプション（業績達成型）につきましては、業績目標の達成率に応じてストック・オプションを付与することとしており、業績目標を達成しなければ付与することはありません。

なお、上記2種類のストック・オプションは、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数をそれぞれ上限1,000個（1個当たり100株）としますが、当該期間における上限個数はi. 株式報酬型ストック・オプション（業績達成型）とii. 株式報酬型ストック・オプション（中長期インセンティブ型）の合計が1,000個を超えないものとします。